

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例案

令和2年(2020年)11月27日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例

札幌市児童会館条例(昭和35年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表1中

「
札幌市エルムの森児童会館 札幌市北区北27条西12丁目
」

を

「
札幌市エルムの森児童会館 札幌市北区北27条西14丁目
」

に、

「
札幌市常盤児童会館 札幌市南区常盤2条2丁目
」

を

「
札幌市常盤児童会館 札幌市南区常盤2条3丁目
」

に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(理 由)

エルムの森児童会館及び常盤児童会館を移転するため、本案を提出する。